

【東京出入国在留管理局 面会・差し入れの御案内】

◇ 面会

- 1 面会が可能な日
月曜日から金曜日まで（祝祭日及び年末年始を除く）
※ ただし、当局の業務の都合で面会ができない日もあります。
- 2 受付時間 午前8：40 ～ 11：00
午後0：40 ～ 4：00
- 3 面会に必要な物
御本人を確認できる身分証明書等を御用意ください。
 - ・ 日本国籍の方 運転免許証、健康保険証、個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート等
 - ・ 外国籍の方 在留カード、パスポート等
※ その他の身分証明書については、受付職員にお問い合わせください。
- 4 面会時間
受付を済ませた方は、
午前9：00 ～ 正午0：00 午後1：00 ～ 5：00
までの時間帯で面会ができます。
面会時間は、原則としてお一人に対し30分間までとさせていただきます。
面会は、お一人に対して1日1回でお願いしております。

◇ 差し入れ

差し入れを希望される方は、面会・金品交付許可申出書の交付品の欄に、物品名、員数を記載の上、受付職員に申し出てください。
差し入れが認められない物として、刃物類、金属製品、ガラス製品、ひも類、発火器具、医薬品類、化粧品、食品、酒、飲料、菓子、たばこ、ガム、外国製品（日本語表記で成分等が分かる物は可能）などがありますが、その他、保安上支障があると判断した場合はお断りする場合があります。

◇ 荷物・現金の送付

- 1 荷物
荷物は、宅配便で送付してください。
※ 当局で保管できる一人当たりの領置限度量は200ℓ（約縦60cm×横80cm×奥行42cm相当）です。各居室に持ち込める保管限度量は100ℓ（約縦32cm×横48cm×奥行33cmの50ℓコンテナ2個分相当）です。大量の荷物の差し入れ・送付は御遠慮ください。帰国する際の荷物の目安は総重量20kg以内です。
- 2 現金
現金は、現金書留で送付してください。
複数人分の送金をされる場合は、お手数ですが、御本人の元に確実に届くよう個別でお願いいたします（複数人分を一つの現金書留に入れて送付する場合は、確実に個別ごとに封筒に入れて氏名を記載してください）。また、現金が給料の場合、必ず明細書を同封してください。

送付先

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 東京出入国在留管理局処遇部門内
〇〇国人 □□□ ▽▽▽ 様（フルネームでお願いします）

◇ お願い事項

- 1 身分を証明できない方の面会は、原則として御遠慮いただいております。
- 2 感染症対策のため、複数の被収容者の方と同時に面会することはできません。
- 3 当局で保管できない荷物は、返送又は引取りをお願いする場合がありますので、差出人の住所、氏名、連絡先を必ず記載してください（受取人の所有物であっても、差出人を「本人」としないでください）。
- 4 収容されている方の個人情報については、収容事実の有無を含め、電話等での問合せに応じることができませんので、御了承願います。

◎取扱い 東京出入国在留管理局処遇部門 ☎0570-034259（ナビダイヤル）